

皇位継承儀礼としての八十島祭

林 原 由美子

はじめに

平安時代末期の歌学書『袖中抄』（文治年中（一一八五〜九〇）頃）には、代初すなわち天皇の治世のはじめに、八十島使として天皇の乳母を遣わし、島々で祓をしながら八十島めぐりをおこなうべきところを、今（十二世紀）は住吉浜で西の海に向かって島々の神をまつるようになった、という次の記述がある。

【史料Ⅰ】『袖中抄』第一九

代初にぞ、八十島の使とて内の御めのとたちて、八十島めぐりといふ事は侍る。それも島く（乳母）にて祓へすべきを、住吉浜（住吉）のこなたにて西の海に向ひて、もろくの島く（住吉）の神を祭といへり。

1 代一度、摂津国の難波でおこなわれていた。儀式の次第は、十二世紀の有職故実書『江家次第』に詳しい。

『江家次第』によると八十島祭は、大嘗祭の次の年におこなうと定められていた。祭日に先立ち、山城国司及び摂津国司に、難波へ下向するための船の準備と食料などの物資の供給がそれぞれ命じられる。祭使には、女官（典侍、多くは新天皇の乳母）が任命され、蔵人・神祇官人・御琴弾・宮主・内蔵官人らとともに難波へ下向した。使立日には、宮主が御麻を献上し、天皇はこれを「一撫一息」（息を吹きかけて身体を撫でる）したのちに返す。祭日には、祭場の祭壇で神祇官人による琴の演奏を背景に、女官が「御衣篋」を開き振動させ、宮主が御麻の禊をおこなう。禊が終わると、祭物を海中投供して帰京した。

八十島祭の初見は『日本文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）九月八日条に、宮主・神琴師・典侍・御巫らを摂津国に遣わして八十島をまつる、とみえる次の記事である。

【史料2】『日本文徳天皇実録』嘉祥三年九月八日

遣宮主正六位下占部雄貞、神琴師正六位上菅生朝臣末継、典侍正五位下藤原朝臣泉子、御巫无位榎本連浄子等、向摂津国祭八十島。

そののち鎌倉時代の四条天皇の御代（一二三二～一二八二）には、

【史料3】『続古今和歌集』巻七 神祇 七三〇

四条院御時、八十島祭使の事うけたまはりて侍りけるに、ことたがひてさも侍らざりければ、そののち住吉に詣でて、我家に代々この使つとめ侍りけることなど思ひ続けてよみ侍りける

みそきせし 末とだにみよ 住吉の 神よむかしを 忘れ果てずば（兵部卿隆親）

と、兵部卿（四条）隆親が和歌を詠んでいる。彼はこの時、四条天皇の八十島祭における祭使へ奉仕すると決まっていたが、祭の中止により奉仕できなかったため、後日住吉詣をおこなった¹。以降は再興されなかったが²、平安時代から鎌

【表1】八十島祭一覧

回	天皇	即位儀	大嘗祭	八十島祭	出典	備考
	桓武 平城 嵯峨	天応元年(781)4月 大同元年(806)5月 大同4年(809)4月	天応元年(781)11月23日 大同3年(808)11月14日 弘仁元年(810)11月19日			藤原・平安遷都
	淳和 仁明	天長8年(823)4月 天長10年(833)3月	弘仁14年(823)11月17日 天長10年(833)11月15日			
1	文徳	嘉祥3年(850)4月	仁寿元年(851)11月23日	嘉祥3年(850)9月8日	『文実』『紀略』	初見
	清和 陽成	天安2年(858)11月 貞観19年(877)1月	貞観元年(859)11月19日 元慶元年(877)11月18日			
2	光孝 宇多	元慶8年(884)2月 仁和3年(887)11月	元慶8年(884)11月23日 仁和4年(888)11月22日	仁和元年(885)4月7日	『帝王』『侍中』	
3	醍醐	寛平9年(897)7月	寛平9年(897)11月20日	昌泰元年(898)6月28日	『紀略』『江家』『江談』	
4	朱雀	延長8年(930)11月	承平2年(932)11月13日	承平3年(933)6月25日	『紀略』『西』『貞』	
5	村上	天慶9年(946)4月	天慶9年(946)11月16日	天曆元年(947)11月30日	『紀略』『西』『貞』等	祭使変更 使立日
6	冷泉 円融	康保4年(967)10月 安和2年(969)9月	安和元年(968)11月24日 天禄元年(970)11月17日	安和2年(969)5月21日	『紀略』	
	花山 一条	永観2年(984)10月 寛和2年(986)7月	寛和元年(985)11月21日 寛和2年(986)11月15日			
7	三条	寛弘8年(1011)10月	長和元年(1012)11月22日	長和2年(1013)10月23日	『紀略』『御堂』	『御堂』では29日 12日に使立 祭場変更
8	後一条	長和5年(1016)2月	長和5年(1016)11月15日	寛仁元年(1017)12月13日	『左』『小』	
9	後朱雀 後冷泉	長元9年(1036)7月 寛徳2年(1045)4月	長元9年(1036)11月17日 永承元年(1046)11月15日	長暦元年(1037)9月20日	『平記』『江家』	
10	後三条 白河	治暦4年(1068)7月 延久4年(1072)12月	治暦4年(1068)11月22日 承保元年(1074)11月21日	延久元年(1069)	『江家』『江談』	
	堀河 鳥羽	応徳3年(1086)12月 嘉承2年(1107)12月	寛治元年(1087)11月19日 天仁元年(1108)11月21日	寛治2年(1088)12月19日 天仁2年(1109)11月22日	『中』『後二条』 『殿傍』	17日に使立 使立日
12	崇徳	保安4年(1123)2月	保安4年(1123)11月18日	天治元年(1124)12月18日	『中右記目録』	
13	近衛	永治元年(1141)12月	康治元年(1142)11月15日	康治2年(1143)11月28日	『本朝世紀』『古記』	使立日 和歌有
14	後白河 二条	久寿2年(1155)10月 保元2年(1158)12月	久寿2年(1155)11月23日 平治元年(1159)11月23日	保元2年(1157)11月27日 永暦元年(1160)12月16日	『傍抄』『兵』等 『山』	15日に使立 使立日
17	六条 高倉	永万元年(1165)7月 仁安3年(1168)3月	仁安元年(1166)11月15日 仁安3年(1168)11月22日	仁安2年(1167)12月16日 嘉応元年(1169)11月25日	『恩』『兵』 『兵』	使立日 福原遷都 9日に使立
18	安徳	治承4年(1180)4月	寿永元年(1182)11月24日	建久2年(1191)11月11日	『玉葉』『都玉記』等	使立日
19	後鳥羽 土御門	元暦元年(1184)7月 建久9年(1198)3月	元暦元年(1184)11月18日 建久9年(1198)11月22日	元久2年(1205)7月29日 承久2年(1220)11月27日	『猪熊』『明』『百』等 『百』	使立日 使立日 改元無
21	順徳 仲恭	承元4年(1210)12月	建暦2年(1212)11月13日			
22	後堀河 四条	承久3年(1221)12月 貞永元年(1232)12月	貞応元年(1222)11月23日 嘉禎元年(1232)11月20日	元仁元年(1224)12月12日	『園屋』『明』	中止

注：出典は下記のとおり略記する。

『日本文徳天皇実録』→『文実』、『日本紀略』→『紀略』、『帝王編年記』→『帝王』、『侍中群要』→『侍中』、『江家次第』→『江家』、『江談抄』→『江談』、『西宮記』→『西』、『真信公記』→『貞』、『御堂問白記』→『御堂』、『左経記』→『左』、『小右記』→『小』、『中右記』→『中』、『後二条問白師通記』→『後二条』、『兵範記』→『兵』、『山槐記』→『山』、『愚昧記』→『愚』、『百鍊抄』→『百』、『明月記』→『明』、『猪熊問白記』→『猪熊』、『園屋問白記』→『園屋』。

倉時代の約四〇〇年にわたり、天皇三代のうちの二代でおこなわれた祭祀であることを、正史や日記、和歌集などの史料から確認することができる(表1)。

この祭祀の性質・意義に関する先行研究は豊富にあり、大別すると次の四説になる(表2)。一つめが、角正方氏や田中卓氏による禊祓説であり、二つめが、宮地直一氏や梅田義彦氏による国土安泰を生島・足島に祈願したとする説である。三つめとして岡田精司氏は、二つめの説を継承し、五世紀に起源をもつ「大八洲之霊」を新天皇に付着させる即位儀礼だという説を提唱する。四つめは、瀧川政次郎氏などによる陰陽道の祭祀説である。このほかに、この四説の流れから複合

案・折衷案などが議論され続けている⁽⁷⁾。さらに近年は、そもそも即位儀礼ではないとする説もあるなど、祭祀の性質・意義について結論が出ておらず、議論の余地が大いに残されている。

『延喜式』に規定される皇位継承に関連する儀礼（以下、皇位継承関連儀礼と総称）のうち皇祖神をまつる伊勢以外の、ある一国がメインとなっかなかかわるものは、出雲国の出雲国造神賀詞奏上儀礼（以下、奏上儀礼）と摂津国の八十島祭との二つのみである。本稿では、八十島祭の成立の背景や祭祀の性質・意義を検討することによって、奈良・平安初期における皇位継承関連儀礼がいかなる事情・思想で創始され、利用されたのか理解することを目的とする。

第一章 八十島祭の成立

本章では、まず八十島祭への認識を確認し、先行研究の禊祓説及び陰陽道の祭祀説について検討する。そして、八十島祭の成立時期・要因を推定していく。

1 十世紀以降の八十島祭

八十島祭が廃止されてから約二五〇年後に成立した源氏物語の注釈書『花鳥余情』（文明四年（一四七二））には、代始の八十島祭は難波で祓（解除）をするものだという認識が記述され、さらに、七瀬の祓の一つである「難波の祓」の

【表2】 先行研究一覧

1	禊祓説（角正方・田中卓）	角 祭神 ≡ 祓戸四神 田中 祭神 ≡ 住吉神
2	国土安泰を祈願したもの（宮地直一・梅田義彦）	祭神 ≡ 生高足島神
3	「大八洲之霊」を新天皇に付着させるためのもの（岡田精司）	起源は五世紀の「河内王朝」 *2を継承
4	陰陽道の祭祀（滝川政次郎）	
その他	・鎮魂と禊祓の複合（小林敏男） ・国土と治世の安泰を祈願する祭祀に鎮魂・禊祓の儀礼が加わった（中村英重）	

ようだとも記されている。

【史料4】『花鳥余情』巻九 漆標 四五

代始に、八十島祭は難波にてあり。典侍の人、御衣をもちて参向して解除することあり。これはみな難

波のはらへの例なり。

七瀬の祓とは、陰陽道の星祭の一つである。毎月又は臨時に、天皇の災厄を移した撫物を勅使七人が七瀬で流して祓をする(表3)⁹⁾。その初見は、南北朝期に成立した源氏物語の注釈書『河海抄』(貞治年間初期(一三六二)頃)が引く応和三年(九六三)の「村上天皇御記」で確認できる。¹⁰⁾

儀式の次第は、祓の当日、陰陽師が撫物である人形を進上し、それに女房が衣を着せて上臈の女房が天皇に奉る。天皇は「一撫一息」して返し、陰陽師が人形を折櫃に入れたものを七瀬において流して祓をする、という流れである。

この七瀬の祓の初見である十世紀から『花鳥余情』の十五世紀の間に、八十島祭は七瀬の祓である「難波の祓」のようなものとして認識されるようになったと推測される。さらに、朱雀天皇の承平三年(九三三)の八十島祭において、はじめて「八十島解除」の言葉がみえることにも注目したい。

【史料5】『西宮記』巻一一 裏書

承平三年六月廿五日、公家於難波修八十島解除。典侍滋野朝臣、藏人修理亮源中明也。并有神祇官、内藏寮、太后宮職等使。就住吉社、舞神子四人解祭、其体似神宴。其内侍并藏人不能祓。但无承前委曲記文、仍取住吉社古老申詞修之云々。

また、同じく『西宮記』巻七にて陰陽道の八十島祭への関与がはじめてみえることから、八十島祭が陰陽道の祭祀及

【表3】七瀬の祓一覽

加茂川七瀬 (浴中の七瀬)	七瀬 (浴外の七瀬)	河合	耳敏川	松崎	石影	東滝	西滝	大井川
川合	難波	農太	河俣	大島	橘小島	佐久那谷	辛崎	
一条	土御門	近衛	中御門	大炊御門	二条の末			

び禊祓だという認識は、十世紀を上限に遡ることが可能だといえる。

では、八十島祭が禊祓としての性格を帯びるようになった契機は何だろうか。上井久義氏は、伊勢斎王帰京の際の禊を難波でおこなったことだとしている¹³⁾。難波での禊の初見は、『日本紀略』大同四年(八〇九)六月十日条の大原内親王が帰京する際に摂津国に頓宮を造らせている記事であり、そののち元慶五年(八八一)正月の識子内親王退下時の太政官符で、難波の海で祓をすると定められた以降に定例化した¹⁴⁾。上井氏は、この「斎王の「解除」と、天皇即位による八十嶋祭は、互いに思想的な関連を持って形成」されたとする。

九世紀末以降に、難波の地に対して禊祓の場としての機能が付与されることになったと考えられ、これが八十島祭に禊祓の性格を与えることにもなったのだろう。

さらに、前述の陰陽道の影響がみえる朱雀天皇の承平三年の八十島祭では、摂津国司の懈怠により、代わりに住吉社司(津守氏)が祭の準備を負担したことを次の【史料6】が伝えている¹⁵⁾。

【史料6】『貞信公記』天曆二年(九四八)正月二十五日

中使頭来云、八十島祭装束不具事、令問神祇官。勘申云、去承平□年祭、〔三〕国不儲、〔紙律〕仍召住吉社司令進者、可免国司怠歟云々。(後略)

これに関連し、祭場が住吉社の神司宮人の主張によって熊河尻から住吉代家浜へと変更されていることも重要である。

【史料7】『平記』行親 長暦元年(一〇三七)九月二十五日

八十島祭使昨日帰京云々。中宮使重則為勅使、藏人被凌磔、有愁申事云々。固〔三〕祭設祭場熊河尻、而神司宮人申云、例於住吉代家浜祭之云々。仍忽召夫馬運祭物、使等騎用向件浜祭之云々。

【史料7】では、以前から祭場は熊河尻だったにもかかわらず、住吉社の神司宮人による「例は住吉代家浜に於いて

之を祭る」という主張、すなわち住吉代家浜にて八十島祭がおこなわれた前例があることを根拠として祭場の変更がなされている。このことから、この時点では祭場は定まっておらず、変更もはじめてのことではなかったことがわかる。のちの十二世紀にも、【史料1】からみてとれるように、住吉浜が祭場だと認識されていた。つまり十世紀に住吉社の関与が伸長し、十一世紀前後に祭場が変更されることがあり、後白河天皇の保元二年（一一五七）の八十島祭までに祭場として住吉浜が定着したのだろう。¹⁶⁾

住吉社の祭神である住吉大神（底筒男命・中筒男命・表筒男命）は、黄泉国から帰ってきたイザナギの「禊」によって誕生した神々である。その関係から、九世紀末に難波が禊祓の場になったことをうけ、十世紀に八十島祭へ住吉社が関与するようになった可能性は高い。加えて、九世紀から十世紀をピークに十一世紀にかけて、竈神祭祀の増加や「犯土」思想の流行など陰陽道関連の祭祀が目立つようになる。¹⁷⁾ この流れの中に十世紀以降の八十島祭と陰陽道の関連を位置付けることができるのではないだろうか。

ただし、以上のことはあくまで十世紀以降の変質した八十島祭の要素であって、管見の限りそれ以前に遡ってみることはできない。そこで、変質する前の原型ともいえる八十島祭がいつ頃成立したかを次節で検討していく。

2 『延喜式』に規定される八十島祭の成立

成立時期についての先行研究は、時代順に並べると、五世紀説（吉田・岡田）、七世紀の天武朝頃説（若井）、九世紀の嘉祥三年（八五〇）説（田中・瀧川）の三説が提唱されているが、結論は出ていない。そこで先行研究を改めてまとめ、成立の上限及び下限を推定していくこととする。

まず若井敏明氏は、史料の前後関係について二点の観点を指摘している。¹⁸⁾ 第一は、八十島祭に際して難波へ下向する

女官についてである。『延喜式』では、内侍すなわち掌侍（通例、内侍という場合は掌侍を指す）が規定されている。それにもかかわらず、初見の嘉祥三年以降は典侍が下向し続けており、唯一の例外である村上三天皇の天曆元年（九四七）の事例も穢れによる変更の結果であって、¹⁹嘉祥三年以降は典侍の派遣が定例化していた。

第二は、同じく下向する宮主及び御巫についてである。宮主に関し、『延喜式』に派遣の規定がみえないのは「自明のこととして省略した」ためという説がある。²⁰しかし、卜庭神祭、神今食、忌火・庭火祭、鎮魂祭には明記されており、派遣されていたのに省略されたとは考えられない。また、『延喜式』には御巫と生島巫が規定されているが、嘉祥三年では御巫のみ、以降の日記類では御巫のみになり、さらに『江家次第』の段階ではいずれの派遣もなくなっていく。

このことから若井氏は、十世紀に成立した『延喜式』の規定は、嘉祥三年時点で既に実施されていないこととなり、史料の記載内容は『延喜式』→『文徳実録』→『江家次第』の順で成立したものであるとしている。

『延喜式』は十世紀に成立したものであるので、八十鳥祭の規定は延喜式以前、すなわち弘仁・貞観式のいずれかに記載されていたことになる。若井氏は、弘仁・貞観式のいずれであるかは明言していない。しかしさらに私見を加えると、貞観式（八七一年奏進）では嘉祥三年（八五〇）よりくだってしまうため、弘仁式（八一九年撰進）に記載されていたと断言できよう。これを成立の下限と設定する。

次に岡田精司氏は、奈良時代の難波行幸との関連に言及している。²¹すなわち、特異な即位である淳仁天皇（国家大事）を孝謙上皇が掌握して「小事」しか委ねられず、立后などおこなわれなかった²²及び称徳天皇（孝謙の重祚）以外は、大嘗祭の次の年に難波行幸をおこなっていることと、『江家次第』に「大嘗会次年行之」と記載されることから、難波行幸が平安時代における八十鳥祭の前段階の姿だった、とするものである（表4）。

これは既に榮原永遠男氏などによって、実際に大嘗祭の次の年に難波行幸がおこなわれたのは三例のみであるという

ことが指摘されている。⁽²²⁾つまり①孝謙天皇の行幸については、大嘗祭前から大郡宮に滞在しており、大郡宮も難波のものである確証がないこと。②光仁天皇の行幸については、大嘗祭の前に行幸していること。以上より、大嘗祭の次の年に行幸した確証があるのは文武・元正・聖武天皇のみになるというものである。

さらに、栄原氏の指摘にはあがっていないが、元明天皇の行幸についても、『扶桑略記』に「和銅三年庚戌三月辛酉日、始遷都于平城。従難波宮、移御奈良京、定左右京条坊。」とあるものが、難波宮に和銅二年に行幸して帰京したようにもみえるが、これは平城京遷都に関連したもので、三月の記事であることも加味すると和銅二年に行幸したかも疑わしいことを追加で指摘したい。

いずれにしても八代中三代しか大嘗祭の次の年に難波行幸をおこなっていないことから、恒例の儀礼ではなかったと考えるのが妥当である。ただし、大嘗祭の次の年におこなうという慣例が当初から存在したかは不明である。難波行幸はすべての天皇が大嘗祭の次の年におこなったものではない。しかし、難波行幸がおこなわれた場合には、即位に連動していたことは確かだった。岡田氏のように、五世紀から続く八十島祭の変化の一段階として難波行幸があるとはまではいえないが、八十島祭の萌芽だったとはいえるだろう。その難波行幸は光仁天皇の代までおこなわれている。

八十島祭は、天皇のみならず、中宮及び東宮によってもおこなわれた祭祀であり、その初見は『延喜式』の「八十島神祭^神」及び「東宮八十島祭」である。しかし榎村寛之氏は、『本朝

【表4】難波行幸一覧

天皇	即位	大嘗祭	難波行幸	出典
文武	文武天皇元年(697)	文武天皇2年(698)11月23日	文武天皇3年(699)1月27日	『統日本紀』
元明	慶雲4年(707)	和銅元年(708)11月21日	和銅2年(709)	『扶桑略記』
元正	靈龜元年(715)	靈龜2年(716)11月19日	養老元年(717)2月11日	『統日本紀』
聖武	神龜元年(724)	神龜元年(724)11月23日	神龜2年(725)10月10日	『統日本紀』
孝謙	天平勝宝元年(749)	天平勝宝元年(749)11月25日	天平勝宝2年(750)1月1日	『統日本紀』
淳仁	天平宝字2年(758)	天平宝字2年(758)11月23日		
称徳	天平宝字8年(764)	天平神護元年(765)11月22日		
光仁	宝龜元年(770)	宝龜2年(771)11月21日	宝龜2年(771)2月14日	『統日本紀』

月令』所引『弘仁神式』に中宮御贖の記事があることを踏まえ、八十島祭と同様の天皇・中宮・東宮がセットでおこなう儀礼は、弘仁段階にははじまっていたとする²³⁾。

中宮とは、中宮職に奉仕される天皇の后であり、皇后も指す。橘嘉智子（嵯峨皇后）・正子内親王（淳和皇后）以降、藤原穩子（醍醐中宮）が立后するまでは中宮の不在期間だった。ここから榎村氏は、中宮八十島祭の成立の上限を次のように推察している。つまり、仁明から宇多天皇の間には中宮八十島祭を創始できないことになる。さらに、大嘗祭の次の年におこなう八十島祭に参加するためには、それまでに立后をしなければならぬ。そうであれば、中宮八十島祭の成立の上限は光仁天皇ということになり、八十島祭の成立はさらにそれ以前となる、という（表5）。

榎村氏の論は、八十島祭が大嘗祭の次の年におこなわれていたことを前提にしているが、それが成立当初からの規定であったかは、史料がないため不明である。しかし、中宮八十島祭の初見である『延喜式』が八十島祭の古態を残す史料であることを踏まえると、双方の成立に時差はなかったと推測できる。どちらも即位に連動しておこなうことを当初から求められていたのだろう。八十島祭及び中宮八十島祭を即位に連動させて実施することが可能なのは、やはり光仁天皇が最古ということになる。ただし、その光仁天皇が難波行幸をおこなっていることには、注意しなければならない。

以上をまとめると、

【表5】中宮一覧表

天皇	中宮	即位	大嘗祭	立后
文武元明元正聖孝謙淳仁称徳	— —(女帝) —(女帝) 藤原光明子 —(女帝) —(女帝)	文武天皇元年(697)8月 慶雲4年(707)7月 靈龜元年(715)9月 神龜元年(724)2月 天平勝宝元年(749)7月 天平宝字2年(758)8月 天平宝字8年(764)10月	文武天皇2年(698)11月 和銅元年(708)11月 靈龜2年(716)11月 神龜元年(724)11月 天平勝宝元年(749)11月 天平宝字2年(758)11月 天平神護元年(765)11月	天平元年(729)8月
光仁	井上内親王	宝龜元年(770)10月	宝龜2年(771)11月	宝龜元年(770)11月
桓武平城	藤原乙牟漏	天応元年(781)4月 大同元年(806)5月	天応元年(781)11月 大同3年(808)11月	延暦2年(783)4月
嵯峨淳和	橘嘉智子 正子内親王	大同4年(809)4月 弘仁14年(823)4月	弘仁元年(810)11月 弘仁14年(823)11月	弘仁6年(815)7月 天長4年(827)2月
不在期間	—	—	—	—
醍醐	藤原穩子	寛平9年(897)7月	寛平9年(897)11月	延喜23年(923)4月

注：—は中宮不在を意味する。

① 上限は難波行幸以降

難波行幸を最後におこなった光仁天皇の次代桓武天皇が上限

② 下限は弘仁式が撰進された八一九年以前

淳和天皇の即位が弘仁十四年（八二三）のため、前代嵯峨天皇が下限

となり、八十島祭の成立は、桓武・平城・嵯峨天皇の治世にしほられる（表1）参照。さらに榎村氏の指摘に鑑みれば、光仁天皇の難波行幸の際には中宮も同行し、それを理想の形として三代のうちのいずれかの代に創始されたと考えられる。『延喜式』は、編纂段階における祭祀の理想の形式を記載するもので、天皇・中宮・東宮がセットでおこなうという形式も、光仁天皇の難波行幸を理想視して参照したものだったのだろう。実際におこなわれたものではなかったのである。

では、どの天皇の治世に八十島祭は成立したのだろうか。次節では、三代のうち即位に特異な事情があり、皇位継承関連儀礼の転換期でもある桓武天皇の即位の事情や神祇政策を確認し、八十島祭成立の要因を考察していく。

3 桓武朝の即位の事情と神祇政策

桓武天皇は、皇統が天武系から天智系へと移行した天皇である（図1）。【史料8】にみえる、彼が皇太子時代におこなった伊勢参宮（男性皇族の伊勢参宮は異例）は、伊勢神宮（皇祖神アマテラス）との関係を再構築するためにおこなわれたのだと久禮旦雄氏によって指摘されている。²⁴

【史料8】『続日本紀』宝龜九年（七七八）十月二十五日

皇太子向伊勢。先是、皇太子寢疾久不平復、至是親拜神宮、所以養宿禰也。

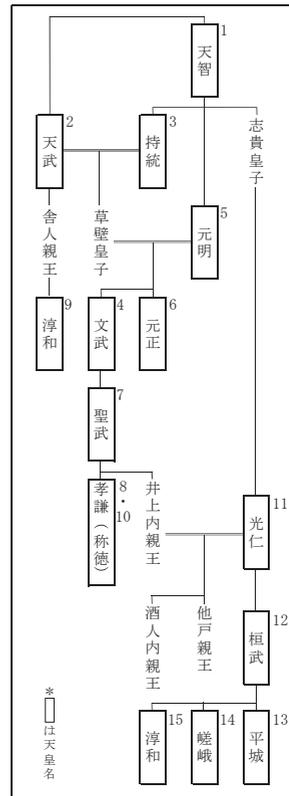
天武系皇統は、伊勢神宮の守護をうけ、アマテラスを祖とする「日嗣」として即位してきたものだった。しかし桓武天皇の即位は、その天武系皇統を引き継ぐ聖武天皇の娘井上内親王（伊勢斎王）・その子他戸親王を廃して実現された。また、踐祚儀と即位儀の分立及び昊天祭祀の開始といった皇位継承関連儀礼の転換期ともなった。これは、壬申の乱とまではいかずとも、即位の事情が「篡奪」的であり、政権の安定化と正当性を内外に宣明する必要があったためである。

皇位継承関連儀礼は、壬申の乱を契機に変遷している。天武・持統朝には、伊勢神宮への斎王の派遣や大嘗祭の確立、大嘗祭のみを「大祀」として特別視する律令の制定などがなされた。即位儀も中臣氏や忌部氏による奉仕をうける形で成立している。ついで天武天皇の後継者・草壁皇子が早逝すると、讓位や即位の際に宣命が宣読されるようになるなど即位儀が変容、出雲国の奏上儀礼が成立したのも、この時期の元正朝である。

以上のように、即位に特異な事情がある場合には、その正当性を補完する方策として、あらたな儀礼が創出される。そのような風潮が続いていた。この流れの中に八十島祭の成立もあつたと考えられる。

神祇政策に関しても久禮氏は、延暦年間（七八二〜八〇六年）を神祇に関する格式への大きな変化があつた時期とし、類聚三代格の分析から二点の特徴を述べている。⁽²⁵⁾一つめが、地方神社の固有性・特権性の剝奪によって、中央集権的な

【図1】 天皇略系図



神祇祭祀体制の構築が目指されたこと。二つめが、神祇官より国司の役割への期待が高まり、国司権限の強化がなされたことである。そして、このときの格式が弘仁格式の原型になったとする。

このような方針の上に、第一節でみたような、本来は摂津国司が奉仕する八十島祭の成立をみても良いだろう。

ところで、桓武天皇の父光仁天皇の即位は、井上内親王の夫であることによって実現されたものだった。光仁天皇は、宝亀元年（七七〇）十月に即位するが、その翌月にさっそく井上内親王が皇后に立后され、さらに『続日本紀』宝亀二年（七七二）正月二十三日条で、「（前略）随法備皇后御子他戸親王立為皇太子（後略）」と井上皇后の御子であることを理由に他戸皇子が皇太子に立てられている。

榎村寛之氏は、以上の井上・他戸への対応と比較し、光仁天皇自身の正当性への対応の優先度の低さを指摘している。²⁶つまり、翌年に及んで光仁天皇の母紀氏を皇太后にしているが（史料9）、この時点ではじめて天皇と皇后の子という地位を手に入れたことになる、というものである。²⁷

【史料9】『続日本紀』宝亀二年（七七二）十二月十五日

勅。先妣紀氏未追尊号。自今以後、宜奉称皇太后。御墓者称山陵。其忌日者亦入国忌例。設齋如式。

榎村氏は続けて、宝亀三年（七七二）十一月十三日に井上皇后の娘酒人内親王を伊勢斎王としていることは、井上廃后後も聖武天皇の後継者であることの表象であり、光仁天皇に天智・天武系双方の皇族の長としての意識があったことを示すものである、とも述べる。

ただし、この皇統意識は桓武朝には前述のように変化した。他戸が東宮（桓武）に暴虐を働くなど天皇に相応しくない行動をし、それに連なる形で井上皇后も廃されたと認識されるように、²⁸「井上廃后・他戸廢太子事件の主目的が、他戸＝聖武系の血統の否定にシフト」³⁰したのである。

桓武朝にいたって、天武（聖武）系ではなく天智系との意識が発生したということとなる。この皇統意識の変化があらたな皇位継承関連儀礼の誕生を望み、その望みをうけて創始されたのが八十島祭だったのではないだろうか。

以上、本章では八十島祭を皇位継承関連儀礼として、桓武朝での皇統意識の変化を契機に成立したとした。皇位継承関連儀礼は、正当性を補完する方策として創出される。では、八十島祭は何をどのようにまつることによって、正当性を補完しているのだろうか。次章では、そのような八十島祭の性質・意義について検討する。

第二章 八十島祭の性質・意義

本章では、八十島祭の二つの特徴からその意義・性質を考察する。まず祭場である難波のもつ機能について、続けて下向する人員に女性があらわれることについてみていく。

1 行幸地・祭場である難波と淡路島との結びつき

はじめに、次の聖武天皇の即位に際した難波行幸（神亀二年（七二四）十月十日）と関連する山部赤人の長歌に注目したい。

【史料10】『万葉集』巻六 ○九三三

天地の 遠きがごとく 日月の 長きがごとく おしてる 難波の宮に 我ご大君 国知らず らし
 御食つ国 日の御調と 淡路の 野島の海人の 海の底 沖つ海石に 鰻珠 さはに潜き出 船並めて 仕へ奉る
 し 貴し見れば

梶川信行氏によるとこの長歌には、難波宮造宮祈願のための住吉神に対する神事と関連する真珠（玉）を天皇へ献上することが詠われているらしい。³¹ 確かに聖神龜三年（七二五）十月には、藤原宇合を「知造難波宮事」に任命して造宮に着手している。この難波宮造宮は、天武天皇によって天武天皇十二年（六八三）十二月十七日に、いわゆる「副都制の詔」³²として出された副都難波宮構想の踏襲であり、天武系皇統（草壁皇統）が目指すものの一つである。

積山洋一氏は、副都難波宮構想に関し、新羅からの侵攻に備えるためにも、国際社会に認知される「正当性」を高める必要がある、首都藤原京とともに中国『周礼』の王城観をモデルにしたと述べる。³³

しかしその難波宮は、朱鳥元年（六八六）正月に焼亡してしまい、さらに同年九月に天武天皇が崩御したことによって造宮が中断されてしまった。その背景には、同時期に同じく国土支配の方策の一つとして進められていた国制・七道制が軌道に乗り選択され、新羅との外交関係が順調だったこともある。³⁵

さて森斌氏は、赤人の長歌について国文学の立場から次のように検証している。³⁶ すなわち長歌の「らし」より前の部分では、難波を都として国を支配することを詠い、「らし」より後の部分では、その支配の根拠として、淡路島の野島「の海人」が「真珠」を献上する様子を詠っている、というのである。さらに、畿内の難波津・畿外の淡路島を一首の中で詠うことで、淡路島から難波津までの海人の航海路を想起させ、そこから大八島国という国土へ繋がらせた、とも言及している。

淡路島と海人集団、真珠との関係を示す史料がある。

【史料11】『日本書紀』允恭天皇十四九月十二日

天皇獵于淡路島。時麋鹿・猿・猪、莫莫紛紛。盈于山谷。焱起蠅散。然終日以下獲一獸。於是、獵止以更卜矣。島神崇之曰、不得獸者、是我之心也。赤石海底有真珠。其珠祠於我。則悉當得獸。爰更集処処之白水郎。以令探赤石

海底。海深不能至底。唯有一海人。曰男狹磯。是阿波国長邑之海人也。勝於諸海人。好深探。是腰繫繩入海底。差頃之出曰、於海底有大蝮。其処光也。諸人皆曰、島神所請之珠。殆有是蝮腹乎。亦入而探之。爰男狹磯抱大蝮而泛出之。乃息絶以死浪上。既而下繩測海深、六十尋。則割蝮、実真珠有腹中。其大如桃子。乃祠島神而獵之。多獲獸也。(後略)

【史料11】には、允恭天皇が淡路島へ遊獵に出かけた際に、一匹の獲物も得ることができなかつたため占つたところ、島神の祟によるもので、明石の海底から真珠をとつてまつることを要求された。阿波国の長邑(那賀郡)の海人・男狹磯が海底で鮑を見付け、その内部から取り出した真珠を献上した、とある。加えてこの記事からは、淡路島と阿波国との結びつきも知ることができる。

次に淡路島の野鳥といえ、仁徳天皇の崩御後、住吉仲皇子の反乱に際し、倭直吾子籠とともに阿曇連浜子に率いられて加担した「淡路野鳥之海人」の存在が知られる(【史料12】)。倭直は、「五世紀段階では、大阪湾岸に拠点を置き、海人集団ときわめて密接な関係にあったのであり、その同族は阿波と淡路、播磨にも広がっていた」。

【史料12】『日本書紀』仁徳天皇八十七年正月

大鷦鷯天皇崩。(中略) 对曰、淡路野鳥之海人也。阿曇連浜子^{一云、阿曇連濱友}為仲皇子令追太子。於是、出伏兵圍之。悉得捕。当是時、倭直吾子籠素好仲皇子。預知其謀。密聚精兵数百於攬食栗林。為仲皇子將拒太子。(後略)

淡路島の島神がイザナギであるというのは、履中天皇が淡路島へ遊獵に出かけた際、島神イザナギが河内飼部らの入墨の血臭を嫌つたために以後はとりやめたとする次の【史料13】から判明する。この史料からは、大和政権とイザナギ、つまり淡路島との対立構造をみてとることも可能である。

【史料13】『日本書紀』履中天皇五年九月十八日

天皇狩于淡路島。是日、河内飼部等從駕執轡。先是飼部之黥皆未差。時居島伊奘諾神、託祝曰、不堪血臭矣。因以卜之。兆云、惡飼部等黥之氣。故自是以後、頓絶以不黥飼部而止之。

各史料を総合すると、阿曇連に率いられる海人集団及び倭直が、淡路・阿波・播磨から大阪湾岸にいたるまでの広範囲に分布し、瀬戸内海交流を担っていたこと、反乱への加担や崇りからみえる大和政権との対立構造が存在したことが推察できる。要するに、長歌が示しているのは、かつて対立をしていた淡路島の野島の海人が真珠の献上をする（淡路島の島神イザナギの崇りをおさめる⇨対立をおさめる）ことで国土支配の根柢とする、ということである。

これは、「国譲り神話」の舞台となった出雲（かつて対立関係）が、天皇の即位時に皇位継承関連儀礼として奏上儀礼をおこなうのと同じ構造だと述べるができるのではないだろうか。時期的にも、難波行幸は文武天皇が初例であり、奏上儀礼も元正天皇が初見であることから、共通して天武系皇統（草壁皇統）の即位を意識しているといえよう。

ところで【史料1】の『袖中抄』には、住吉浜で西の海に向かうとあるが、住吉から西の方を向くと淡路島が存在する。江戸時代初期の住吉如慶筆『伊勢物語絵巻』『住吉の浜』では画面左上の海に向こうに淡路島が描かれている。このような立地条件、西に向かつて淡路島を望むというのは、難波でも同様に可能だったと考えられる。『古事記』には、仁徳天皇が詠んだ歌があるが、そこでも難波から淡路島を望んでいる（史料14）。この点からも八十島祭と淡路島との関連は間違いないだろう。

【史料14】『古事記』下巻

於是天皇、恋其黒日壳、欺大后曰、欲見淡道島而、幸行之時、坐淡道島、望歌曰、

おしてるや 難波の崎よ 出で立ちて 我が国見れば 淡島 おのころ島 あじまさの 島も見ゆ 放つ島見ゆ

イザナギといえ、その活躍する神話の代表は「国生み神話」である。では、一地方である淡路島の島神イザナギが

「国生み神話」の主人公の神となった時期はいつ頃なのか。坂江渉氏は、「国生み神話」内の矛盾による攪拌からオノコロ島が誕生した話と『播磨国風土記』揖保郡粒里粒丘条のアメノヒボコ伝承（剣による攪拌で島ができた）との類似性から、「国生み神話」の元となった神話が淡路島より但馬へと伝わったとしている。³⁹これに関連して古市晃氏は、淡路島の海人と但馬のアメノヒボコ奉斎集団の結びつきに、五世紀における葛城氏が関与したのではないかと述べ、その頃以降に大和政権にも「国生み神話」が認知された可能性に言及した。⁴⁰

ときに岡田精司氏は、既に「国生み神話」が八十島祭の縁起譚であるという説を提唱している。⁴¹これまでの検討からみて、八十島祭と難波行幸との繋がりに鑑みれば妥当である。

以上、行幸地・難波の意義には、天武天皇の事績（副都難波宮造営）を引き継ぐことで正当性を高めたい天武系皇統（草壁皇統）の意図と、難波・淡路島に分布する海人の奉仕による国土支配への確認行為の二点が存在したと推測できる。

前述のように、桓武天皇は即位にあたり昊天祭祀（中国の祭祀）をあらたにおこなっている。東アジア文化圏では、即位にあたり宗廟の祭祀をおこなう慣習があったが、桓武天皇は皇室の宗廟たる伊勢神宮とは、即位前に調整を図ったとしても、微妙な関係だった。その結果、アマテラスを生んだイザナギを祖神としてまつることにした可能性を指摘したい。そもそも難波行幸のおこなわれた八世紀には、左の構造が記紀神話として成立していた。

アマテラスーオシホミミーニニギ

持統ー草壁ー文武

桓武朝においては、光仁朝とは違い天智系であるという意識が強まっていたため、左のような構造をより強く意識していた可能性がある。

持統の父Ⅱ天智

アマテラスの父Ⅱイザナギ

この構造への意識から天智系の祖先祭祀をおこなうことで即位の正当性を求めようとしたのだろう。

本節までの検討をまとめると、難波から淡路島に分布する海人の奉仕による国土支配への確認行為と、天武天皇の事績（副都難波宮造営）を引き継ぐことで正当性を高めたい天武系皇統（草壁皇統）の意図の二重の意義をもつ難波への行幸が、——すべての天皇がおこなう恒例のものではなかったが——文武朝に成立する。そして八十島祭は、祖神イザナギをまつることで天智系へ転換したのちの皇統の正当性を高めようとしたことにより、光仁朝までの難波行幸の伝統を引き継ぎ、桓武朝以降三代のうちのいずれかの代に、祖先祭祀の性質をもつ皇位継承関連儀礼として創始されたと考えられる。

では、八十島祭では祖神イザナギをどのようにまつっていたのだろうか。次節では、八十島祭で下向する女官・巫女
の存在から、その点を考察する。

2 女官と巫女の役割と「天岩戸神話」

八十島祭は、使を派遣する形式の祭祀だが、成立当初から参加していたのは『延喜式』より内侍（女官）・御巫・生島巫（巫女）といった女性だったことがわかる。宮主による禊や陰陽師の関与は祭祀の変質によるものだった。この女官・巫女の参加及び行為から、類似する祭祀として鎮魂祭がよくあげられる（表6）。

小平美香氏は、鎮魂祭の縁起譚である「天岩戸神話」におけるアメノウズメの役割に関し、①「天岩戸神話」では、アメノウズメが宇気槽について踊り、それを見て神々が騒いだことを怪しんだアマテラスが天岩戸を開いている点。②

鎮魂祭では、御巫が宇氣槽をつき、女官蔵人が御衣筥を振動させる行為がある点。この二点より、神祇祭祀における女性の役割に、神を起こすなどの祭祀の場に神を招魂（タマフリ）するものがあつた、と言及している。⁽⁴⁴⁾

ただし、唯一八十島祭の儀式次第を記す『江家次第』には、内侍が御衣筥を振動させることしか記載されていない。しかし『西宮記』には、「舞神子四人解祭、其体似神宴」とあるように、神子（巫女）の舞う姿が「神宴」に似ていたとある（史料5参照）。さらに、『貞信公記』天曆二年（九四八）正月二十五日条の「前例有神樂事」から、神樂をおこなっていた前例の存在を知ることができる。『西宮記』の「神宴」とは、「天岩戸神話」におけるアメノウズメの舞を起源とする神樂のことだったのである。

これに前述の鎮魂祭での御巫の役割を織り込むと、八十島祭成立当初には御巫が宇氣槽をつくなどの儀式をおこなっていた可能性が高いと考えられる。すなわち、アメノウズメの役割を御巫が引いていたということになるだろう。⁽⁴⁵⁾ この行為には、普段はその場に鎮座していない神を難波の祭場につくった祭壇に招魂する役割があり、そこから八十島祭は難波の地にまつられていない淡路島の神を対象にしたといえるのではないか。だからこそ、通常は宮城内の祭祀に奉仕する御巫が、わざわざ難波まで出向いたのである（表6参照）。

女官の役割について武内美佳氏は、通常の奉幣使は男官がつとめるのに対し、伊勢神宮と祖先山陵への幣帛は内侍が包んでいたことから、天皇個人とかかわりの深い祭祀へ関与していたと推察する。⁽⁴⁶⁾ すなわち、本来「天皇が執り行った祭祀を補佐し代行すること」がその役割だったというのである。

古瀬奈津子氏は、「行事蔵人だけよって行事される儀式・行事は、天皇にとつて個人的な意味を有するもので、宮城内では清涼殿及び後宮における儀だけにみえる」と指摘する。⁽⁴⁷⁾ 八十島祭も行事蔵人のみが行事しているため、これに含まれると思われる。女官の関与と行事蔵人の行事は、ともに八十島祭が天皇の個人的な祭祀であつたことを示すので

【表6】 祭祀に参加する女官一覧

祭祀	女官	奉仕内容	備考	巫女	奉仕内容	備考
六十高祭	典侍	祭使として難波へ下向。御衣笥の蓋を開き振る	乳母が多い（江家次第）	御巫	不明	生島巫（延喜式）
大嘗祭				御巫		
百年祭				御巫	神祇官とともに中門より入り西戸の下の座に跪く	
月次祭				御巫	神祇官とともに中門より入り西戸の下の座に跪く	
神嘗祭					月次祭（神今度）につづく大嘗祭で、米酒・切木綿を置く	
神女祭				御巫		
萬壽祭						
神衣祭	内侍	使として賀茂社へ向かう				
賀茂祭						
大忌祭						
風物祭						
眞花祭						
三枝祭						
相嘗祭						
鎮魂祭	内侍	内侍が内裏より御衣笥を祭壇へ持参する（女藏人が）御衣匣を開き振動させる	女藏人（北山抄）	御巫	神籬を供する 宇氣櫃を覆せてその上に立ち、杵で櫃をついで舞う	アマノウサメの故実を振す
眞火祭						
道饗祭						
圖禰神祭	内侍 女藏人 炊女	神物を奉る際に内侍と女藏人が参進する 炊女は神祇官と共に供物の準備をする	内侍の到着を待ち祭を開始	御巫	微声で祝詞を読む 神祇官とともに歌舞を奏す	
社本祭						
大神祭						
当麻祭						
杖圓祭						
幸山祭						
当宮祭						
山科祭	内侍	松尾社東門の北懸座につく				
松尾祭	内侍	炊女が山人を迎え、舞い、酒肴を賜う				
平野祭	内侍	神籬のための鹿を敷き、神籬を供する				
春日祭	内侍	使として春日社へ行き、酒を置く。供神物の振致。				
春日祭	斎女	神籬の根に酒肴を置く。走馬の醜態。	藤原氏の内侍から選ぶ			
大原野祭	内侍	使として大原野社へ行き、神籬の蓋をとる	斎女 (貞観8年12月25日官符)			
梅宮祭	内侍	使として梅宮社へ行き、神籬を供する				
吉田祭	内侍	使として吉田社へ行き、神籬を供する				

ある。さらに、女官が伊勢神宮と祖先山陵へ奉仕する事実は、八十島祭が祖先祭祀の性質をもつ、という推測にも一致する。加えて女官が振動させる御衣は、天皇の形代ともいべきものである。本来は、個人的な内々の祭祀だったのだろう。

さらに、聖武天皇は難波へ複数回行幸しているが、そのうちいく回かの行幸は病を治すことが目的だった点に着目したい。鎮魂祭は、冬至の時期に天皇の力が衰えてしまうので、それを払拭するためにおこなうものだった。また女官は、宮中における祭祀でとくに「天皇の一身の安護に関わる儀礼」において天皇の取次という重要な役割を果たしていた。⁽⁴⁸⁾以上から、難波における祭祀には天皇の（生命）力を強める効果が期待されたとも考えられる。そしてそのために、似た効能をもつ鎮魂祭の形式が参考にされたのではないだろうか。

さて『江家次第』には、「以典侍一人為使^{乳母御}」とあり、下向する典侍は即位した天皇の乳母が用いられることが多かったとある。初期の九世紀は不明だが、十世紀以降は確かに名前の判明する八十島祭使はすべて乳母である典侍が派遣されていることがわかる（表7）。

これは何故なのか。これに関して羽床正明氏は、「乳母が行ったのは幼少の天皇が多かったからで、八十島祭は幼少の天皇が多い撰関時代の祭祀」と、幼少の天皇や東宮の成長を祈るといふ祭祀の成立要因を述べる。⁽⁴⁹⁾しかし成立要因に関連させるこの論は、初期の人員が不明であることや、東宮の乳母ではなく天皇の乳母が下向することなどから首肯できない。

野々村ゆかり氏は、冷泉天皇の「八十島祭使となった藤原都子は、諸国国司を歴任した子高の娘で、父の経済力が期待されたのではないか」と述べ、さらに、皇位継承という機密性が重視されるものに対し、天皇と擬制的母子関係にある乳母が派遣されたとする。⁽⁵⁰⁾後者に関しては、乳母でなくとも女官という立場から既に言及することができる。

前者に関しては、後一条天皇の八十島祭使・藤原美子の夫藤原惟憲が道長の家司受領であり、摂関家に経済的奉仕をおこなっていたことで有名なことや、崇徳天皇の八十島祭使・藤原宗子の夫藤原家保も各国の受領を歴任していることなどから、祭祀に対する経済的バックアップのための人選だったと考えられる。ただし、乳母の方向が創始当初からのことだったかは不明である。朱雀天皇の八十島祭時に撰津国司の懈怠があり、代わりに住吉社司が祭の負担をおこなっていることを踏まえると、その補填としてあらわれた要素との推察も可能である。

以上、本章では淡路島の島神である祖神イザナギを、即位に際して伝統的な行幸先である難波においてまつるために、巫女が祭場の祭壇を神座として招魂した、と結論付けた。そして女官の奉仕は、八十島祭が天皇の個人的な祭祀であり、なおかつ祖先祭祀の性格をもつことを示している。加えて、祭祀の中の女官と巫女の行為は、鎮魂祭の形式を参考にしており、天皇の（生命）力を強める効能を期待されたこともうかがえるのである。

【表7】女官八十島祭使一覧

年月日	天皇	祭使	典侍	乳母	父	夫	備考
嘉祥3年(850)	文徳	藤原泉子	○	-	-	-	
仁和元年(885)	光孝	-	-	-	-	-	
昌泰元年(898)	醍醐	-	-	-	-	-	
承平3年(933)	朱雀	滋野朝臣(幸子)	○	○	(滋野貞主)	(源公忠)	* 1
天曆元年(947)	村上	滋野幸子 →橘平子	○ ×	○ -	(滋野貞主)	(源公忠)	掌侍
安和2年(969)	冷泉	藤原都子	○	-	藤原高	(藤原忠幹)	* 2
長和2年(1013)	三条	-	-	-	-	-	
寛仁元年(1017)	後一条	藤原美子	○	○	藤原親明	藤原惟憲	「近江内侍」 三位
長暦元年(1037)	後朱雀	-	-	-	-	-	
延久元年(1069)	後三条	-	-	-	-	-	
寛治2年(1088)	堀河	藤原兼子	○	○	藤原顕綱	藤原敦家	「伊予三位」等
天仁2年(1109)	鳥羽	-	-	-	-	-	
天治元年(1124)	崇徳	藤原宗子	○	○	藤原隆宗	藤原家保	
康治2年(1143)	近衛	藤原家政	○	○	藤原家政	藤原清隆	関白師通の孫
保元2年(1157)	後白河	藤原朝子	○	○	藤原兼永	藤原通憲	「紀伊の御」等
永暦元年(1160)	二条	平清盛女	○	-	平清盛	-	
仁安2年(1167)	六条	藤原成子	○	○	藤原邦綱	藤原成頼	「大夫典侍」
嘉応元年(1169)	高倉	藤原経子	○	○	藤原家成	平重盛	
建久2年(1191)	後鳥羽	一条保子	○	○	一条能保	花山院忠経	* 3
元久2年(1205)	土御門	①藤原隆房女 ②高階泰経女	○ ○	○ -	①藤原隆房 ②高階泰経	①- ②藤原隆房	①「百鍊抄」 ②「御室相承記」
承久2年(1220)	順徳	藤原満子	○	○	葉室光親	-	
元仁元年(1224)	後堀河	-	-	-	-	-	

注：-は不明。×は相違を意味する。
 * 1：新田幸子「朱雀・村上二代の乳母—典侍滋野幸子」〔栄花物語の乳母の系譜〕風聞書房、2003年）による。
 * 2：野々村ゆかり「撰関期における乳母の系譜と歴史的役割」〔立命館文学〕624、2012年）による。
 * 3：「玉葉」に「未婚之人」とある。このちに忠経と婚姻関係を結んだ。

おわりに

十世紀以降の変質した八十島祭は、確かに陰陽道の影響や禊祓の要素をもつ祭祀だった。⁽⁵¹⁾しかしその要素は十世紀以前に遡って確認することはできない。

難波行幸は、難波・淡路島に分布する海人の奉仕による国土支配への確認行為という性格をもつ。そして、天武天皇の事績である副都難波宮の造営を引き継ぐことで正当性の補完を目指す天武系皇統（草壁皇統）の意図をもってはじめられた。八十島祭は、その難波行幸の伝統を引き継いで、桓武朝以降三代のうちのいずれかの代に、光仁天皇の難波行幸を理想の形として創始された、と結論付けた。

この祭祀の背景にある神話は、「国生み神話」及び「天岩戸神話」であると考えられる。前者に関しては、桓武天皇からはじまる天智系皇統の正当性を補完するために、伊勢の皇祖神アマテラスとは別に祖神イザナギをまつたことが考えられる。祭祀の対象となるイザナギはもともと淡路島の島神であり、淡路島は「国生み神話」で生み出される島々の中でも「原初の島」だった。⁽⁵²⁾つまり代表・象徴的存在だったのである。その島神は島々の神であり、ひいては大八洲の筆頭格ということにもなる。国土の象徴とまでいうことができるだろう。

後者に関しては、①招魂の儀をとりおこなう巫女が淡路島のイザナギを難波においてまつり、②天皇の代行として女官が派遣された。①②の形式は、「天岩戸神話」を縁起譚にもつ鎮魂祭と共通している。

なお、本稿は八十島祭の創始を桓武朝に限定するものではない。平城朝では、既存の祭祀・儀式を整備する政策がとられており、在位期間も約三年と短い。あらたな祭祀を創始するには政策的・時間的条件が揃っていなかった。嵯峨朝において、桓武朝で整備された神祇体制をうけて構想を練られた八十島祭が、完成形として催行された可能性は高い。

嵯峨朝における桓武朝からの思想の継承について、佐野真人氏は「天地四方は天子のみが祭る」とする『礼記』の思想は、桓武天皇朝においても内在¹⁾しており、桓武天皇は父光仁天皇を併せてまつる昊天祭祀を実施した。しかし定着はせず、「嵯峨天皇は父・桓武天皇の先例にならない、国家を安泰ならしめるために」、「天地四方」を拝する要素を組み込んだ元旦四方拜を創始した、としている²⁾。八十島祭も同様に、桓武天皇の先例にならって光仁天皇の難波行幸を理想視し、父系の正当性を保証する手段として催行されたとも考えられる。

『延喜式』に規定される皇位継承関連儀のうち皇祖神をまつる伊勢以外の、ある一国がメインとなつてかわるものは、出雲国の奏上儀礼と摂津国の八十島祭との二つのみである。奏上儀礼は、元正朝から文徳前代の仁明朝までおこなわれていたと史料で確認できる。しかし文徳朝以降、史料から姿を消していく。文徳朝は、公祭の盛大化が進められた時期でもある。奏上儀礼の終焉は、八十島祭がこの時期から定着していくこととは対比的だといえるだろう。

奏上儀礼と難波行幸は、天武系皇統（草壁皇統）の即位を正当化する目的のため、京・宮城外から保証をうけるといふ点でメカニズムをともにしていた。それが、一方で奏上儀礼が平安時代に早々と終焉を迎えるのに対し、他方で難波行幸は八十島祭として鎌倉時代まで継承されるのである。これは奏上儀礼が神祇官や出雲国内の国造など弱まっていなく存在に依拠していたこととは違い、八十島祭は早い段階から陰陽道の影響を受け入れ、国司の奉仕や受領を身内にもつ祭使の存在など、形式的にも財政的にも時代の流れに合致したものだことが理由にあげられる。八十島祭は時代の要請によって創始された祭祀だったのである。

註

(1) 四条隆親の祖父・藤原隆房及び隆房の祖父・藤原家成は、女官八十島祭使の父親である〔表7〕参照。

(2) この後、後村上天皇(在位…一三三九～六八)の時代に八十島祭を詠った歌があるが、八十島祭がおこなわれたわけではない。

『新葉和歌集』卷二〇 賀 一四二三・一四二四

住吉の行宮におまし／＼ける比、人々いろ／＼の心ばへをつくして風流の破子ども奉りける中に、神主国量、八十島の祭のかたをつくりてたてまつりけるを御覽じて

みそぎする 八十島かけて 今しはや 浪をさまれる 時には見えけり(後村上院御製)

此御製をうけたまはりて

君が代の あり数なれや みそぎする 八十島ひろき 浜の真砂は(従三位国量)

(3) 角正方『八十島祭考証』(大阪府社豊国神社社務所、一九二八年)、田中卓「八十島祭の研究」(『田中卓著作集一』)

I 神社と祭祀』国書刊行会、一九九四年、初出一九五六年)・「再び八十島祭について」(同、初出一九七七年)・「大嘗祭と八十島祭」(同)。

(4) 宮地直一「八十島神祭の考」(『國學院雜誌』二一(一〇)、一九一五年)、梅田義彦「八十島祭の研究」(『伊勢神宮の史的研究』雄山閣出版、一九七三年、初出一九三三年)。

(5) 岡田精司「即位儀礼としての八十嶋祭」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年、初出一九五八年)・「奈良時代の難波行幸と八十島祭」(『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年、初出一九七九年)・「八十島祭の機能と本質」(同)。

(6) 瀧川政次郎「八十嶋祭と陰陽道」(『律令と大嘗祭―御代始め諸儀式―』国書刊行会、一九八八年、初出一九六六年)・「八十嶋の祭と御霊神社」(同、初出一九八三年)、小坂真二「禊祓儀礼と陰陽道―儀式次第成立過程を中心として―」(『早稲田大学大学院研究科紀要』別冊三、一九七七年)。

(7) 三品彰英『三品彰英論文集』五 古代祭政と穀霊信仰(平凡社、一九七三年)、小林敏男「八十嶋祭と王位継承儀礼」(『古代天皇制の基礎的研究』校倉書房、一九九四年)、中村英重『古代祭祀論』(吉川弘文館、一九九九年)。

(8) 羽床正明氏は、藤原明子・良房が、文德天皇の病弱を惟仁親王が受け継いでいないか心配し、成長する八十島の霊を附着させて健やかな成長と寿命長久の祈つてはじめた祭祀とした(羽床正明「摂津国難波津の祭祀・八十島祭の草創について―古墳時代成立説への批判」(『歴史と神戸』五三(三)、二〇一四年)。

(9) 陰陽道の星祭の一つである三元祭は、支配者による九星の祭祀である。九星が河洛の星であるという説から三元河臨禊ともいわれる(岡安君枝「平安時代に於ける陰陽道の星祭について」(『法政史学』一一、一九五八年)。

なお、七瀬の祓の初見記事以前に難波における祓を詠った和歌に伊勢(八七七〜九三八頃)の作があるが、それでも十世紀より遡ることはない。

『拾遺和歌集』巻六 別 三四四

なにはにはらへし侍りて、まかりかへりけるあか月に、もりの侍りけるに、郭公のなき侍りけるをききて

郭公 ねぐらながらの こゑきけば 草の枕ぞ つゆけかりける(伊勢)

(10) 『河海抄』巻九

応和三年七月廿一日、御記曰、藏人式部丞藤原雅材、供御祓物、以明日令天文博士保憲、赴難波湖及七瀬、三元河

臨禊、

(11) 『西宮記』 卷七

御即位後、被遣八十嶋祭使事、

上卿、令勅日時、船官、供給官、内侍、官司、内藏、關、中宮、屬以下、向、典侍、藏人、宮主、向難波、遣御衣

(12) 上井久義「八十嶋祭の成立」(『日本古代の親族と祭祀』人文書院、一九八八年)。

(13) 『日本紀略』大同四年六月十日

令撰津国、造頓宮。依伊勢齋内親王帰京也。

(14) 『日本三代実録』元慶五年正月十五日

(前略) 太政官下符山城撰津等国称。前伊勢齋内親王来二月廿二日首途、自大和道、经山城河陽宮、至撰津難波海解除、自彼可入部。凡其供具依例准擬。

(15) これは、村上天皇の天暦二年の八十嶋祭で「八十嶋祭装束不具事」があったことをうけての勘進である。ここから本来撰津国司が準備するものに、祭装束が含まれることがわかる。また、『平記』行親 長暦元年(一〇三七)九月二十日条(前略) 今日八十嶋祭使者、典侍^{三位}藏人^{左衛門尉}章^経 皇后宮中宮東宮属各一人、宮主御巫等、各相加令持御衣、山城撰津依例供給諸宮祭物、(後略)から、祭日、祭壇に置く祭物も供給していたことがわかる。さらに『江家次第』によると、撰津国司はその祭壇の敷設もおこなっていたが、十二世紀には宮主が敷設するようになっていたことがうかがえる。

(16) 前掲註(4) 梅田論文。

後白河天皇の時代の八十嶋祭を詠った歌には、一例として次にあげるように、祭のために住吉社に詣でたことが詞書に明記されたものが多い。

『新勅撰和歌集』卷七 賀 四五九

後白河院の御時八十嶋の祭に住吉にまかりて読み侍りける

神垣や いそべの松に こと問はむ けふをば世々の ためしとやみる (権中納言長方)

(17) 陰陽道は、七世紀後半の天武朝に成立した「陰陽寮」を基礎に、中国渡来の陰陽五行説や暦法・天文占星術・占術などと日本在来の神祇信仰などを混合して十世紀に日本で成立した。平安時代には、この「陰陽寮」の職掌のほかに、祓や祭祀なども職能とする職業としての「陰陽師」が活躍するようになった(斎藤英喜『佛教大学鷹陵文化叢書一七 陰陽道の神々』(思文閣出版、二〇〇七年)。

(18) 若井敏明「八十島祭の再検討」(『日本宗教文化史研究』四(二)、二〇〇〇年)。

(19) 天暦元年の事例では、当初は典侍滋野幸子が派遣されることになっていたが、内裏の穢れにより掌侍橋平子に変更された。

(20) 前掲註(3) 田中論文(一九五六年)。

(21) 前掲註(5) 岡田論文(一九七九年)。

(22) 栄原永遠男「行幸からみた後期難波宮の性格」(栄原永遠男ほか編『大阪叢書二 難波宮から大坂へ』和泉書院、二〇〇六年)。

(23) 榎村寛之「古代都市難波の祭祀」(栄原永遠男ほか編『大阪叢書一 難波宮から大坂へ』和泉書院、二〇〇六年)。

(24) 久禮巨雄「桓武朝の祭祀と歴史―『続日本紀』祭祀関係記事の解釈の試み―」(『続日本紀と古代社会』塙書房、二〇一四年)。

(25) 久禮巨雄「桓武天皇朝の神祇政策―『類聚三代格』所収神祇関係官符の検討を通じて―」(『神道史研究』六四(一)、二〇一六年)。

(26) 榎村寛之「井上廢后事件と光仁朝―井上廢后以前・以後の王権と祭祀」(『キリスト教文化研究所研究年報―民族と宗

教一」五〇、二〇一七年)。

(27) 父志貴皇子は、井上内親王の立后と同日に春日宮御于天皇を追号されている。このことから光仁天皇の即位には井上内親王の夫だという要素が強く働いていたことは明白である。

(28) 『続日本紀』宝龜三年(七七二)十一月十三日

以酒人内親王為伊勢斎。權居春日齋宮。

(29) 『類聚国史』延暦二十二年(八〇三)正月十日

(前略) 初庶人居東宮、暴虐尤甚。与帝不穆、遇之無礼。老竭心奉帝、陰有輔翼之志。庶人及廢后、聞老為帝所昵、甚怒喚之、切責者數矣。及后有巫蠱之事。老按驗其獄、多發奸伏。以此、母子共廢。社禮以寧。帝追思其情。故有此授。

(30) 前掲註(26) 榎村論文。

(31) 梶川信行『山部赤人万葉史の論』(翰林書房、一九九七年)。

(32) 『日本書紀』天武天皇十二年十二月十七日

(前略) 又詔曰、凡都城・宮室非一処、必造兩參。故先欲都難波。是以百寮者各往之請家地。

(33) 積山洋一「飛鳥時代の難波京をめぐるつて」(采原永遠男ほか編『大阪叢書二 難波宮から大坂へ』和泉書院、二〇〇六年)。

(34) 『日本書紀』朱鳥元年正月十四日

酉時、難波大藏省失火。宮室悉焚。或曰、阿斗連葉家失火之。引、及宮室。唯兵庫職不禁焉。

(35) 前掲註(33) 積山論文。

- (36) 『万葉集』には、「…らし…見れば」という類型的な表現方法がある。上句に続けて「らし」を用い、下句でその根拠を述べる形式である（森斌「赤人難波行幸徒駕歌の特質」〈『広島女学院大学日本文学』一一、二〇〇一年〉）。
- (37) 古市晃「国家形成期における淡路の位置」〈『ひょうご歴史研究室紀要』二、二〇一七年〉。
- (38) 河田昌之「住吉如慶筆「伊勢物語絵巻」〈東京国立博物館蔵〉——近世伊勢物語絵に見る住吉如慶の創意——」（山本登朗編『伊勢物語 享受の展開』竹林舎、二〇一〇年）。
- (39) 坂江渉「国生み」神話と淡路の海人の習俗」〈『ひょうご歴史研究室紀要』三、二〇一八年〉。
- (40) 古市晃「記紀・風土記にみる交通」〈館野和己ほか編『日本古代の交通・交流・情報二 旅と交易』吉川弘文館、二〇一六年〉。
- (41) 岡田精司「国生み神話について」〈『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年、初出一九五六年〉。
- (42) 中国やベトナム、朝鮮では、先帝の棺前での即位や宗廟即位、即位にともなう一代一度の始祖廟の祭祀がおこなわれている（上野邦一「日本の古代都市における儀式空間についての予察的研究——漢字文化圏の南郊壇、社稷壇、大廟の事例研究——」〈『古代学』三、二〇一一年〉）。
- (43) 『延喜式』の規定では、「御巫、生鳥巫、并史一人、御琴弾一人、神部二人、及内侍一人、内蔵属一人、舍人二人」が派遣されることになっていた。
- (44) 小平美香「神祇祭祀における女性神職の働き——古代神宮・宮中の祭祀から——」〈『学習院大学人文科学論集』一二、二〇〇三年〉。
- (45) 『古語拾遺』「所遣」の第九条で、鎮魂祭で御巫がおこなう儀は、アメノウズメの遺跡なので、猿女氏に戻すようにとの記述がある（工藤浩「記・紀神話と鎮魂祭」〈『国文学研究』一二八、一九九九年〉）。

- (46) 武内美佳「摂関期の女官と天皇」(大津透編『摂関期の国家と社会』山川出版社、二〇一六年)。
- (47) 古瀬奈津子「行事蔵人について―摂関期を中心に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一九、一九八九年)。
- (48) 義江明子「儀礼と天皇―内侍をめぐって」(古橋信孝編『天皇制の原像』至文堂、一九八六年)。
- (49) 前掲註(8) 羽床論文。
- (50) 野々村ゆかり「摂関期における乳母の系譜と歴史的役割」(『立命館文學』六二四、二〇一二年)。
- (51) 成立当初の八十島祭の性格が、陰陽道や禊祓に関連する祭祀でなかったことは、既に多くの論者によって指摘されている。例えば、宮主や人像(人形)などは陰陽道関連以外の祭祀にもみられること、『延喜式』では「禊」と「祭」は明確に区別されていることから論の根拠にできないなどである。
- (52) 宇杉和夫「日本神話の〈島生み〉の生成における空間認識と空間軸―日本の空間認識と景観構成に関する基礎的研究Ⅲ」(『日本建築学会計画系論文集』六四(五一八)、一九九九年)。
- (53) 佐野真人「天地四方拜の受容―『礼記』思想の享受に関連して―」(『神道史研究』六四(一)、二〇一六年)。